

「秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）」（素案）に対する委員からの意見等について（第2回検討会）

項目	委員	意見等	回答
4 自転車利用者の責務	野崎委員 (県P連)	○2輪車、3輪車全般ですが、冬期間においての利用は危険で、積雪時、雪に車輪をとられながらも乗っている方をよく見ます。高齢者の方も多くおられ、皆一様に不安定な運転をされていると感じます。防寒具の着用に加え、車道も狭くなることから危険度も増します。それぞれ事情はあると思いますが、交通事故や転倒等のリスクを考えれば「利用を取りやめるように努める」のではなく、少なくとも「目的地まで積雪・凍結がある場合は利用できないものとする」とした方がこの条例の趣旨に合うと思います。	○自転車は多くの方が利用する身近な交通手段であり、冬用タイヤを装着して利用する場合も想定され、一律に「利用できない」とすることは難しいと考えるため、条例では、利用者本人が習得した自転車の安全で適正な利用に関する知識を活かすなどして、自転車を安全で適正に利用したり、利用を取りやめたりという判断をすることを規定しています。なお、路面が積雪・凍結している状況での利用は交通事故の危険が伴うため、普及啓発の中では利用を控えるように啓発を行っていきたいと考えております。
〃	佐々木委員 (観光連盟)	○第1回目検討会で出た意見のとおり、自転車の安全で適正な利用に係る教育を充実させていただきたい。アクションプログラムや運用方針等において、具体的な取組を明記できませんか。	○アクションプログラム等の作成予定はありませんが、毎年度策定する交通安全運動実施要綱の中で「自転車の安全利用推進運動」について定めており、交通安全教育についても明記しております。具体的な取組としては、交通安全教育を行う上で参考となる教材等を示すなど、交通安全教育を通じて県民が自転車の安全で適正な利用について理解を深めるよう適切な措置を講じてまいりたいと考えております。
9 教育の充実	小沼委員 (損保協会)	○現在の取組状況として、交通安全教育を含め、種々のリスクおよび損害保険にかかる啓発を行っています（高校等への講師派遣、小学生の安全教育プログラム（ぼうさい探検隊）の提供、啓発チラシ・リーフレットの作成、ほか）。	—
〃	栗林委員 (秋田市)	○本市（教育委員会除く）では、幼児および高齢者を対象とし、職員と交通指導隊員による交通安全教室を実施しているが、自転車の安全利用等に関する教育については、道路交通法に関わることもあり、専門の知識や教材等に乏しいことから、どちらの教室においても重点的に扱ってはいない。 今後、自転車の安全利用等に関する教育を行うためには、それぞれの交通安全教室における教材および指導等のマニュアルと、交通安全教室を担当している職員等への講習会等が必要となる。	○交通安全教育を行う上で参考となる教材等を示すなど、交通安全教育を通じて県民が自転車の安全で適正な利用について理解を深めるよう適切な措置を講じてまいりたいと考えております。

項目	委員	意見等	回答
1 0 交通事故の防止のための措置等	加藤委員 (交通企画課)	○県警察においても、幼児・児童を始め、全ての自転車利用者に対する被害軽減のためのヘルメット着用の促進を図ることとしており、未成年者及び高齢者を対象としたヘルメット着用の努力義務規定に異議はありません。 今後は、自転車乗車時のヘルメット着用の安全性等について積極的に広報啓発を図ることとします。	—
1 1 自転車の点検及び整備	小野委員 (交通安全協会)	○点検及び整備には、「自転車の盗難防止」も含まれるものと考えられます。ですから、努力義務として具体的に「自転車利用者（利用者が未成年者である場合は保護者）は、施錠等の防犯上の措置を講ずるように努める。」を加えてはいかがでしょうか。	○「自転車の盗難防止」に関しては、「秋田県安全・安心まちづくり条例」の県民の責務で規定している「日常生活における自らの安全の確保」に含まれております。本条例においても、直接規定は設けておりませんが、県民の責務について規定した第5条第3項中の「自転車の安全で適正な利用のために必要な措置」に「施錠等の防犯上の措置」も含まれるものと考えているため、普及啓発活動の中で周知に努めてまいります。
〃	千葉委員 (自転車組合)	○これからも組合事業として、県条例と共に取り組んで参ります。	—
1 2 道路交通環境の整備	浅井委員 (道路課)	○道路整備及び管理の主体については、道路法により、国道→国土交通省、都道府県道→都道府県、市町村道→市長村と定められており、現在の「県は、（中略）道路交通環境の整備を図るものとする。」の表記の場合、県内の道路整備について、整備主体の区別が付けられていないため、下記例のような訂正をお願いしたい。 （例）実施主体の表記について、「県は」→「道路管理者は」へ訂正	○県が管理する道路の整備を図るほか、国や市町村が管理する道路についても管理者に働きかけを行うなどして整備を図ることを規定しています。
1 3 自転車損害賠償責任保険等への加入	佐々木委員 (観光連盟)	○保険加入を「義務規定」としたことに関しては賛成です。	—
〃	〃	○自転車そのものに保険を課すことはできませんか。（本人、家族、知人等誰が当該自転車に乗っても安心と思われる。）（１）（２）の但し書きでそのことを読むことができればそれで構いません。	○自転車損害賠償責任保険等には様々な種類があり、加入者だけでなく、その家族も対象となるものや、自転車の点検整備を行うことで自転車搭乗者が対象となる保険が付帯されるものがあり、未成年者については、学校単位で保険に加入している場合もあります。但し書きは、以上のような場合を規定しています。

項目	委員	意見等	回答
1 3 自転車損害賠償責任保険等への加入	浅井委員 (道路課)	○「利用者、保護者及び事業者等は、保険等に参加しなければならない」の記載があるが、利用者（子供）と保護者が、重複して加入しなければならないように見受けられる。	○第1項で未成年者を除いた自転車利用者が自転車損害賠償保険等に参加しなければならないこと、第2項で未成年者を監護する保護者が当該未成年者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならないことを規定しています。
〃	加藤委員 (交通企画課)	○県警察においても、引き続き、地域、学校、企業における参加・体験型交通安全教育等を通じ、車両としての交通ルールの遵守と交通マナーの向上の促進を図るとともに、自転車事故の損害賠償責任保険等への加入の必要性の周知に努めることとします。	—
1 4 自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等	千葉委員 (自転車組合)	○全県の安全整備店（組合）マップを作成して、各店に掲示の指導をします。（116店）	—
〃	〃	○販売及び点検整備の際は、（公財）日本交通管理技術協会作成のリーフレット配布に努めます（リーフレットはリニューアルされ、点検ポイント5項目・自転車安全利用5則が追加記載され、より解りやすくなっています）。	—